

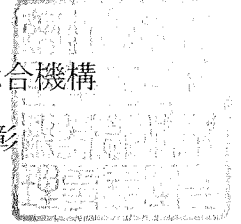
薬機発第 0329003 号

平成18年3月29日

各都道府県 薬務主管部（局）長 殿

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

理事長 宮 島 彰



独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う新医薬品、新一般用医薬品  
に関する事前面談への「テレビ会議システム」の導入について

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が行う新医薬品、  
新一般用医薬品に関する事前面談の実施については、平成16年4月1日付薬機発  
第14号機構理事長通知「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う対面助言、証  
明確認調査等の実施について」（以下「通知」という。）の（別添3）「新医薬品、新  
一般用医薬品、医療機器・体外診断用医薬品に関する事前面談実施要領」（以下「実  
施要領」という。）により行っているところです。

今般、遠隔地域の事前面談申込者の利便性を図るため、「テレビ会議システム」を  
利用した新医薬品、新一般用医薬品に関する事前面談を下記のとおり大阪医薬品協会  
において実施することといたしましたのでお知らせいたします。

なお、同趣旨につきましては、別紙の関係団体の長あてに通知を発出してあります  
ので念のため申し添えます。

記

1. 実施場所について

新医薬品、新一般用医薬品に関する事前面談については、機構内の所定の場所で  
実施しているところですが、今般、それに加えて大阪医薬品協会（大阪市中央区伏



見町2丁目4番6号)において、機構と電話回線で接続した「テレビ会議システム」を利用した事前面談を実施します。

## 2. 対象範囲について

実施要領の「ア. 新医薬品、新一般用医薬品に関する対面助言の事前面談について」により既に行っている事前面談と同様とします。

## 3. 申込方法等について

大阪医薬品協会における「テレビ会議システム」を利用した新医薬品、新一般用医薬品に関する事前面談の申込方法等については、実施要領のア. により既に行っている事前面談と同様とします。

ただし、実施要領のア. の様式第11号による医薬品事前面談質問申込書の右上に、「大阪医薬品協会での事前面談希望」と記載してください。

## 4. 開始時期について

平成18年4月以降に申し込まれる事前面談から実施します。

連絡先: 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 審査管理部審査企画課

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル6階

TEL 03-3506-9438 (ダイヤルイン)

FAX 03-3506-9443

(別紙)

関係団体

日本製薬団体連合会

日本製薬工業協会

米国研究製薬工業協会技術委員会

欧州製薬団体連合会技術小委員会